

法学委員会分科会の設置について

分科会等名：リスク社会と法分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	法学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	現代社会は様々なリスクに囲まれているが、この分科会では、法学を中心に多様な分野からこの問題を扱いたい。特に、医療・環境、AI、プラットフォーム、自動運転、原発など現在生起し又はしつつあるリスクに対し、民事法(不法行為法、差止法)、行政法、刑事法等種々の分野を対象として、どのようにその抑止と受容がなされているか、また、なされるべきかを考察することを研究の目的とする。多様なリスクの特性や構造の分析を踏まえ、行政規制、不法行為法(及び差止法)、刑事責任、さらに、ソフトローとしての自主的取組の可能性と限界を考え、立法論にも及びたい。また、リスクの問題はかつて法哲学会でも扱われており、法哲学からのアプローチにも期待したい。
4	審議事項	現代社会における様々なリスク、具体的には、医療、環境、AI, 自動運転等のリスクに関する責任の在り方を検討する。
5	設置期間	令和2年10月29日～令和5年9月30日
6	備考	※新規設置